

平成 26 年 2 月 18 日
厚生労働大臣

厚生労働省早期退職募集実施要項

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号）第 8 条の 2 第 1 項第 1 号）を行う。

1 募集の対象
別紙のとおり

2 募集人数
10 人程度

3 募集の期間（約 1 ヶ月間）
平成 26 年 2 月 24 日（月）午前 9 時 30 分から
平成 26 年 3 月 31 日（月）午後 6 時 15 分まで

4 退職すべき期日
平成 26 年 2 月 28 日（金）から平成 26 年 3 月 31 日（月）まで
※ 認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する
※ 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の同意を得た上で、公務の能率的運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがあり得る

5 応募の手続

① 応募をしようとする職員は、「応募申請書」（別紙様式 1）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記宛先に電子メール又は F A X にて提出する

○提出先メールアドレス： 

○FAX 番号： 

- ② 選定後、認定又は不認定の通知書を交付する
 - ※ 平成26年3月31日（月）までに通知する予定
 - ※ 不認定になる場合は、（注2）のとおり
- ③ 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別紙様式2）を応募申請書と同様の方法で提出する

6 本件に関する相談先

厚生労働省大臣官房人事課人事評価係

電話：

E-mail：

（注1） 次の（1）から（4）までのいずれかに該当する職員は応募をすることができない。

- （1）非常勤職員
- （2）臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- （3）平成26年3月31日までに定年に達する職員
- （4）平成26年2月24日（募集開始日）において懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は平成26年2月24日から平成26年3月31日まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

（注2） 応募者が次の（1）から（4）までのいずれかに該当する場合には、不認定となる。

- （1）この募集実施要項に適合しない場合
- （2）応募後に、懲戒処分を受けた場合
- （3）懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- （4）引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

(別紙)

実施権者	区分	募集の対象	備考
厚生労働大臣	厚生労働本省及び中央労働委員会に勤務するもの	左記のものうち一般職の職員の給与に関する法律の医療職俸給表(一)の適用を受ける職員以外のもので、平成26年3月31日に50歳以上のもの	※ただし平成26年3月31日において定年前15年内の年齢以上であること
	各検疫所に勤務するものうち厚生労働大臣により任命されたもの	左記のものうち平成26年3月31日に45歳以上※のもの	
	国立医薬品食品衛生研究所に勤務するものうち厚生労働大臣により任命されたもの	左記のものうち平成26年3月31日に45歳以上※のもの	
	国立保健医療科学院に勤務するものうち厚生労働大臣により任命されたもの	左記のものうち平成26年3月31日に45歳以上※のもの	
	国立社会保障・人口問題研究所に勤務するものうち厚生労働大臣により任命されたもの	左記のものうち平成26年3月31日に50歳以上のもの	
	国立感染症研究所に勤務するものうち厚生労働大臣により任命されたもの	左記のものうち一般職の職員の給与に関する法律の研究職俸給表の適用を受ける職員以外のもので、平成26年3月31日に50歳以上のもの	
	各国立児童自立支援施設に勤務するものうち厚生労働大臣により任命されたもの	左記のものうち平成26年3月31日に45歳以上※のもの	
	国立障害者リハビリテーションセンターに勤務するものうち厚生労働大臣により任命されたもの	左記のものうち一般職の職員の給与に関する法律の医療職俸給表(一)の適用を受ける職員以外のもので、平成26年3月31日に45歳以上※のもの	
	各地方厚生局及び四国厚生支局に勤務するものうち厚生労働大臣により任命されたもの	左記のものうち一般職の職員の給与に関する法律の医療職俸給表(一)の適用を受ける職員以外のもので、平成26年3月31日に50歳以上のもの	
各都道府県労働局に勤務するものうち厚生労働大臣により任命されたもの	左記のものうち、本省籍のもの(雇用均等系統においては、一般職の職員の給与に関する法律の行政職俸給表(一)の適用を受ける5級以上のもの)で、平成26年3月31日に50歳以上のもの		